

# 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）（概要）

## 1. 背景・趣旨

平成 23 年 3 月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱ってきた。

暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに引き下げることを基本として、薬事・食品衛生審議会において新たな基準値設定のための検討を進めてきた。平成 23 年 12 月 22 日に行われた同審議会の放射性物質対策部会（以下「部会」という。）において、食品中の放射性物質に係る基準値案が了承された。

今回、これを受けて、下記のとおり、関係省令及び告示について、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく規格基準の設定のための所要の改正を行うもの。

## 2. 改正内容

### ① 食品、添加物等の規格基準

食品一般の成分規格として、以下のとおり、食品中の放射性物質に係る基準値を設定する。

放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の総和）は、次の表の第 2 欄に掲げる食品を含む同表の第 1 欄の区分に応じ、それぞれ同表の第 3 欄に定める濃度を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水) 飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶※ 1)	10Bq/kg

牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50Bq/kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50Bq/kg
一般食品	上記以外の食品 ※2	100Bq/kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用。

なお、基準値への適合の確認のための放射性物質の試験方法については、施行通知で示すこととする。

② 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

①の改正に伴い、所要の改正を行う。

③ 経過措置について

一部の食品について、下記のとおり経過措置を設ける。

- i 平成24年3月31日までに製造、加工又は輸入された飲料水、牛乳及び乳製品は200Bq/kg、それ以外の食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではない。
- ii 米及び牛肉は平成24年9月30日まで500Bq/kgを超えて含有されるものではない。
- iii 大豆は平成24年12月31日まで500Bq/kgを超えて含有されるものではない。
- iv 米及び牛肉を原材料として平成24年9月30日までに製造、加工又は輸入された食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではない。
- v 大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造、加工又は輸入された食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではない。